

報告第5号

平成26年度亀岡市下水道事業会計予算の  
繰越しについて

平成26年度亀岡市下水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費を、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成27年度へ繰越したので、同条第3項の規定により報告する。

平成27年6月8日提出

亀岡市長 栗山正隆

平成26年度亀岡市下水道事業会計予算繰越計算書

別 紙

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						国庫支出金	企業債	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	汚水管渠 布設事業	52,895,000		52,895,000	18,529,000	23,500,000	10,866,000			関係各機関の調整等の遅延による
		処 理 場 建設事業	274,860,000	164,860,000	110,000,000	58,250,000	46,200,000	5,550,000			関係各機関の調整等の遅延による